

令和4年度
住宅取得流通促進
支援事業補助金

たのし♪かたのし♪



☆ 交野市内に「**住宅を取得**」し、
「**移住・定住**」された方を対象に、
補助金を交付します！！

更に、条件を満たすことで**補助額UP！！**



おりひめちゃん

- ・中学生以下のお子様がいる方
- ・市内にご両親がいる方
- ・市内事業者でリフォームされた方
- ・結婚新生活者に該当される方 など

詳細は裏面をご覧ください。

【補助金交付の要件】

下記の要件をすべて満たすことで補助金の交付を受けることができます。

☆今年度、交野市外から転入若しくは交野市内で異動された方※¹

☆令和3年4月1日以降に交野市内に住宅を取得（購入、譲渡、相続など）された方

※¹ 交野市内で異動される方の内、今回取得する物件以外に自己所有の物件がある場合は除きます。

【補助金額の算定】

☆取得された住宅が築15年未満の場合 . . . 5万円

☆取得された住宅が築15年以上の場合 . . . 10万円

【補助金額の加算】

○下記の各要件を満たすことで5万円ずつの加算ができます。

- ・1年以上交野市外にお住まいの方
- ・中学生以下の子どもがいる方（妊娠中含む）
- ・市内に5年以上居住する親世帯がいる方
- ・取得した住宅（築15年以上）をリフォームされる方※²
- ・上記リフォームを交野市内の事業者で行った方※²

※² リフォームされた方は、リフォーム代の50%と5万円を比較して少ない方の額を加算します。
なお、リフォームは建物に係るものを対象とし、外構工事や備品の購入は該当しません。

○結婚新生活者に該当する方は、上記（補助金額＋加算額）で算定された額を倍額にします。

結婚新生活者の要件

令和3年1月1日以降に婚姻届を提出されている。

夫婦それぞれが39歳以下である。

夫婦の世帯所得が400万円以下である。

《制度に関する申請・お問い合わせ》

〒576-8501 大阪府交野市私部1-1-1
交野市 都市計画部 都市計画課

☎ 072-892-0121（代表）

Mail : tosi@city.katano.osaka.jp

